

一者応札等に係る事後チェック

担当部局：総務省行政管理局

物品役務等、公共工事等の名称		国の行政機関等における情報公開法及び個人情報保護法に係る答申・判決分析の請負		
契約により行う事業の概要		<p>情報公開・個人情報保護関係答申・判決データベースは、国の行政機関等における情報公開法及び個人情報保護法の適正かつ円滑な運用に資するため、国の行政機関等における情報公開法及び個人情報保護法に係る裁判の判決及び情報公開・個人情報保護審査会の答申について、必要な検索・閲覧ができるものとして構築され、平成19年4月から国の行政機関等における情報公開法及び個人情報保護法に携わる職員のみならず、国民一般に対して提供しているものである。</p> <p>本事業は、当該データベースが円滑に利用できるよう、登録される答申書及び判決文について、総務省が指示する基準に従って、概要、要旨の作成、カテゴリー分析等の作業を行う業務を請け負わせるものである。</p>		
（過去3年度の状況）	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	契約者名	(財)行政管理研究センター	(財)行政管理研究センター	(一財)行政管理研究センター
	契約形態	一般競争入札	公募随契	公募随契
	応札者数	1	1	1
	支出額(千円)	12,600	12,323	11,406
検証結果		<p>【契約形態・契約条件の妥当性】</p> <p>本事業については、以前平成22年度までは一般競争入札を実施してきたが、結果として一者応札が続いたため、23年度以降は、公募により、さらに広く請負可能な者を募るよう見直しを行った。また、作業等の仕様はすべてオープンにしておき、応札条件についても段階的に緩和してきたことから、現状では新規参入の阻害となるような条件は見当たらず、契約形態・契約条件については、妥当と考えている。</p> <p>【競争性を確保するための取組みに係る検討結果】</p> <p>本事業については、以前一般競争入札を実施してきたところ、結果として一者応札が続いた状況を踏まえ、平成23年度以降は、公募により、さらに広く請負可能な者を募るよう見直しを行ったが、応募したのは行政管理研究センター一者であったため、当該者と随意契約を締結するに至っている。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>上記のとおり、競争参加資格を満たす者であれば、他の主体であっても実施可能である。</p> <p>なお、複数の業者に対し、応募しなかった理由についてヒアリングを行ったところ、年間を通じて分析作業を行う者(情報公開・個人情報を専門とする大学教授等)をそろえた体制を構築することは難しい等の理由から、いずれも受注することは困難との回答であった。</p> <p>【継続的に実施させることの必要性・効率性】(継続支出となっているものに限る。)</p> <p>上記のとおり、本事業は、一者に継続的に実施させる必要はない。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直しの内容・見直し時期		<p>本事業については、今後も、作業等の仕様をすべてオープンにした上で、公募により請負可能な者を幅広く募ることとし、複数の応募者があれば一般競争入札を行うことにより、調達適正性を確保したいと考えている。</p>		

継続支出に係る事後チェック

担当部局： 総務省行政管理局

支出等の名称	国の行政機関等における情報公開法及び個人情報保護法に係る答申・判決分析の請負			
根拠となる法令等	<p>【国の行政機関等における情報公開法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号) ・独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号) <p>【国の行政機関等における個人情報保護法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号) ・独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号) 			
支出を受けて行う事業の概要	<p>情報公開・個人情報保護関係答申・判決データベースは、国の行政機関等における情報公開法及び個人情報保護法の適正かつ円滑な運用に資するため、国の行政機関等における情報公開法及び個人情報保護法に係る裁判の判決及び情報公開・個人情報保護審査会の答申について、必要な検索・閲覧ができるものとして構築され、平成19年4月から国の行政機関等における情報公開法及び個人情報保護法に携わる職員のみならず、国民一般に対して提供しているものである。</p> <p>本事業は、当該データベースが円滑に利用できるよう、登録される答申書及び判決文について、総務省が指示する基準に従って、概要、要旨の作成、カテゴリー分析等の作業を行う業務を請け負わせるものである。</p>			
支出状況 (過去3年度)	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	支出先法人	(財)行政管理研究センター	(財)行政管理研究センター	(一財)行政管理研究センター
	支出額(千円)	12,600	12,323	11,406
検証結果	<p>【継続的に実施させることの必要性】</p> <p>本事業は、一者に継続的に実施させる必要はない。</p> <p>なお、本事業は、国の行政機関等における情報公開法及び個人情報保護法に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申(平成24年度は858件)及び裁判の判決(平成24年度は56件)を、行政機関の職員及び国民一般が円滑に検索・閲覧できるようにするものであり、これら答申や判決を、概要・要旨等とともに順次データベースに登録していくことが不可欠であり、当該業務を継続的に実施していく必要がある。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>競争参加資格を満たす者であれば、他の主体であっても実施可能である。</p> <p>なお、複数の業者に対し、応募しなかった理由についてヒアリングを行ったところ、年間を通じて分析作業を行う者(情報公開・個人情報を専門とする大学教授等)をそろえた体制を構築することは難しい等の理由から、いずれも受注することは困難との回答であった。</p> <p>【他の法人を競争的に選定することの検討結果】</p> <p>本事業については、以前一般競争入札を実施してきたところ、結果として一者応札が続いた状況を踏まえ、平成23年度以降の調達については、公募により、さらに広く請負可能な者を募るよう見直しを行ったが、応募したのは一者のみとなっている。</p>			
検証結果を踏まえた今後の見直しの内容・見直し時期	<p>本事業については、今後も、作業等の仕様をすべてオープンにした上で、公募により請負可能な者を幅広く募ることとし、複数の応募者があれば一般競争入札を行うことにより、調達の適正性を確保したいと考えている。</p>			

継続支出に係る事後チェック

担当部局：総務省行政評価局

支出等の名称		政策評価に関する統一研修の企画・運營業務の請負		
根拠となる法令等		行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第20条 政策評価に関する基本方針(平成17年12月16日閣議決定)		
支出を受けて行う事業の概要		<p>総務省は行政機関が行う政策の評価に関する法律第20条の規定等に基づき、政策評価等に従事する職員の資質の向上を図る目的で、平成13年度から政策評価に関する統一研修を、本府省の職員を対象とした中央研修及び地方支分部局の職員を対象とした地方研修として実施している。</p> <p>本事業は、政策評価統一研修に係る以下の業務について請負を実施しているものである(平成25年度の業務内容)。</p> <p><中央研修(演習)></p> <p>① 演習課題の作成等、② 研修で使用する教材等の作成、 ③ 演習の進行管理及び補助等</p> <p><地方研修></p> <p>① 演習の企画・教材の作成、② 演習の進行管理、 ③ 研修講師の選定・講義の実施、④ 研修テキストの作成・印刷、 ⑤ アンケートのとりまとめ、分析</p>		
支出状況 (過去3年度)	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	支出先法人	行政管理研究センター	行政管理研究センター	行政管理研究センター
	支出額(千円)	5,135	3,360	4,620
検証結果		<p>【継続的に実施させることの必要性】</p> <p>同一者に継続的に実施させる必要はない。なお、既に以下のとおり競争性のある方式としている。</p> <p>同事業については、委託内容の見直しを図り、平成24年度から研修内容に応じ、企画競争(随意契約)及び一般競争入札に分けて契約を実施しているものである(平成25年度は中央研修(演習)を企画競争(随意契約)、地方研修を一般競争入札で実施)。</p> <p>このうち、企画競争(随意契約)による事業については、平成24年度及び25年度とも行政管理研究センター以外の者が契約(企画競争の公募に対し、同法人は24年度は不参加、25年度は参加)しており、一般競争入札による事業について、平成24年度は4者による入札の結果、最低価格を提示した同法人と契約したものであり、同じく平成25年度についても4者による入札の結果、最低価格を提示した同法人と契約したものである。</p> <p>【継続的に実施させることの効率性】</p> <p>上記のとおり、既に競争性のある方式としているところであり、継続的に実施させることの効率性はない。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>競争参加資格を満たす者であれば、他の主体であっても実施可能である。 平成24年度は4者が入札、平成25年度も4者が入札している。</p> <p>【他の法人を競争的に選定することの検討結果】</p> <p>既に競争性のある方式としているところである。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直しの内容・見直し時期		既に本件については、競争性のある方式としており、各年度においても複数の応札実績があるところであり、引き続き実施していくこととする。		

継続支出に係る事後チェック

担当部局: 総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課

支出等の名称		特定電子メール等送信適正化業務委託		
根拠となる法令等		無		
支出を受けて行う事業の概要		<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口等を通じた迷惑メールに関する情報収集及び情報提供 ・迷惑メール対策のための技術の動向に関する調査 ・国内における迷惑メールの実態及びその対策に関する調査 ・海外における迷惑メールの実態及びその対策に関する調査 ・迷惑メール対策を行う海外の組織又は団体との連携 		
支出状況 (過去3年度)	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	支出先法人	財団法人日本データ通信協会	財団法人日本データ通信協会	一般財団法人日本データ通信協会
	契約形態	一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札
	応札者数	2	2	2
	支出額(千円)	118,650	118,650	118,650 <small>(額の確定前につき、年度当初契約額を記載)</small>
検証結果		<p>【継続的に実施させることの必要性・効率性】</p> <p>既に競争性のある契約方式としているところであり、また単年度契約であることから、同一者が継続的に実施する必要はない。</p> <p>【契約形態・契約条件の妥当性】</p> <p>①一般競争入札(最低価格落札方式)により、公示期間20日間を確保して公平・公正に参加できる機会を設けるなど必要な契約手続きを経て毎年度複数事業者による入札を実施し、最低落札者と適正に契約を締結しているものであり、契約形態など妥当なものである。</p> <p>②本事業は、「国から補助・委託等を受けている公益法人に関する調査<調査結果に基づく勧告>」(平成24年7月31日、総務省行政評価局)の調査時点で一般競争入札を導入済、複数社応札のものとして整理されており、妥当なものである。</p> <p>現在の仕様内容において、既に複数事業者による入札があり、他の主体による実施可能性は十分にある状況である。</p>		
		<p>【他の法人を競争的に選定することの検討結果】</p> <p>現在の仕様内容において、既に複数事業者による入札があり、他の主体による実施可能性は十分にある状況である。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期		<p>本事業は、複数事業者による一般競争入札による契約のため、妥当な契約形態となっているが、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第14条に基づく特定電子メール等送信適正化業務と併せて参入促進を図り、競争環境の維持に努める。</p>		

業務独占となっている権限付与に係る事後チェック

担当部局:総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課

<p>権限付与及びそれによる事業の概要</p>	<p>一 第八条第一項の規定による総務大臣若しくは内閣総理大臣に対する申出又は同条第3項の規定による総務大臣に対する申出をしようとする者に対し指導又は助言を行うこと。 二 総務大臣又は内閣総理大臣から求められた場合において、第8条第4項又は第5項の申出に係る事実関係につき調査を行うこと。 三 特定電子メール等に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。</p>		
<p>根拠となる法令・条項</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第14条</p>	<p>権限付与の形態</p>	<p>登録</p>
<p>権限付与の要件</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第15条の欠格条項に該当せず、同法第16条の登録基準を満たすこと。</p>	<p>公益法人要件の有無</p>	<p>無</p>
<p>権限付与法人名</p>	<p>一般財団法人日本データ通信協会</p>	<p>法律上複数指定の可否</p>	<p>可</p>
<p>検証結果</p>	<p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】 当該業務について、権限付与法人が1つである必要性は無いものの、実体上一者登録となっていることから、「国から補助・委託等を受けている公益法人に関する調査<調査結果に基づく勧告>」(平成24年7月31日、総務省行政評価局)において、チェックが行われ、以下の勧告がなされた。 <勧告要旨> 権限付与に係る透明性の確保の観点から、指定等の基準をインターネットで公開していない制度を所管する府省は、その公開を行うこと。 また、複数者指定等が可能な制度のうち、実体上一者指定等となっている制度で参入促進の取組を行っていない制度については、積極的な参入促進に努めること。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】 平成26年1月に、従来から公開している特定電子メール等送信適正化業務について記載してあるホームページの内容を見直し、登録申請に係る手続の記載を拡充し、当該ページへのリンクを総務省の迷惑メール対策に関するホームページの冒頭部分に張るなどホームページの内容の充実化を図った。 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/tekiseikagyomu.html また、制度の概要や登録申請に係る詳細な手引書を作成し、問合せ等があった場合には担当課において交付することとした。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】 平成26年2月時点において新規参入者は現れていないが、引き続き、ホームページの内容の充実化を図るなど、参入促進のための取組を行うこととする。</p>		
<p>検証結果を踏まえた今後の見直しの内容・見直し時期</p>	<p>引き続き、ホームページの内容の充実化を図るなど、参入促進のための取組を行うこととする。</p>		

業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式例

担当部局: 総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課

権限付与及びそれによる事業の概要	電気通信主任技術者試験の実施に関する事務 工事担任者試験の実施に関する事務		
根拠となる法令・条項	電気通信事業法第74条第1項	権限付与の形態	指定
権限付与の要件	<ul style="list-style-type: none"> 他に指定を受けた法人がないこと 試験事務実施計画が試験事務の適確な実施のために適切なものであること 試験事務実施計画を適確に実施するに足る経理的基礎・技術的能力があること 試験事務以外の業務を行っている場合、その業務により試験事務が不公正になるおそれがないこと 	公益法人要件の有無	有
権限付与法人名	一般財団法人日本データ通信協会	法律上複数指定の可否	不可
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】</p> <p>権限付与法人を複数指定することとなれば、試験問題にばらつきが生ずる等試験事務の同一性が損なわれ、受験者の取り扱いに不公平が生ずるおそれがある。</p> <p>また、試験事務の実施計画が適切であること、指定法人が必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること、試験事務以外の業務を行っている場合にその業務により試験事務が不公正になるおそれがないことを権限の付与要件とすることは、試験事務の安定性及び信頼性を維持する観点から妥当である。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</p> <p>試験は適確に実施されなければならないが、複数の法人で実施した場合、試験問題にばらつきが生ずる等、試験事務の同一性が損なわれ、受験者の取り扱いに不公平が生ずる可能性があるとの理由により、権限付与法人が1つであることが適当である(電気通信事業法第75条第1項においてその旨規定)。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</p> <p>試験は、総務大臣が自ら行うのと同程度に適確に実施され、かつ、その均一性・公平性を保つ必要があることから、試験機関は「指定」による単一法人であることが必要である。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>指定の申請が競合する場合は、試験事務が総務大臣の行う行政事務の代行であるとの点にかんがみ、審査したうえで最も指定試験機関として適当である者を一に限り指定することになると考えられる。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期	<p>電気通信主任技術者及び工事担任者制度は、電気通信設備の損壊等の事故により影響を受ける利用者の利益を保護することを目的としており、昨今の大規模な電気通信事故の多発を受け、本制度の必要性はますます高まっている。</p> <p>総務省としては引き続き、一般財団法人日本データ通信協会において試験事務が法令等に基づいて適正かつ確実に実施されるよう、監督する。</p>		

契約によらない継続支出に係る事後チェック様式例

担当部局:情報流通行政局 郵政行政部

支出等の名称		国際ボランティア貯金寄附金の配分審査及び監査事務等の委託		
根拠となる法令等				
支出を受けて行う事業の概要		国際ボランティア貯金の寄附金配分に係る民間海外援助活動を支援するため、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が行う国際ボランティア貯金寄附金の配分審査及び監査業務等の委託事務を入札を経て受託 なお、本事業は平成25年度をもって終了		
支出状況 (過去3年度)	年度	23	24	25
	支出先法人	財団法人 ゆうちよ財団	財団法人 ゆうちよ財団	財団法人 ゆうちよ財団
	支出額(千円)	18,988	5,874	5,626
検証結果		【継続的に実施させることの必要性】 【継続的に実施させることの効率性】 【他の主体による実施の可能性についての検討結果】 【他の法人を競争的に選定することの検討結果】		
検証結果を踏まえた今後の見直しの内容・見直し時期				